

平成 27 年 4 月 8 日

都道府県検定委員会委員長 殿

公益財団法人全国商業高等学校協会
理事長 戸 田 勝 昭
(公印省略)

台風・大雪および伝染病等による検定試験中止に伴う
受験料の取り扱いについて (通知)

日頃、検定試験の実施につきましては、ご指導・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、台風や大雪および伝染病等の発生により、やむを得ず試験を実施しない場合の受験料
返金の取り扱いについて、改めて下記の点について確認させていただきます。
なお、お手数ですが貴管下の本部校並びに試験場校・分会場校への周知をお願いいたします。

記

1. 受験料の返金について

次の場合において、都道府県検定委員会および本部校と協議の上、試験場校委員長（当該
校校長）の判断により試験を実施しない場合は、当該試験場校での受験予定者の受験料を返
金いたします。なお、分会場校についても同様とします。

- ① 台風や大雪および伝染病等の理由により、試験場校または分会場校ですべての試験を実
施しない場合
- ② 伝染病等の発生による学級閉鎖・学年閉鎖又は学校閉鎖により試験を実施しない場合
- ③ 台風や大雪、天変地異により急遽、各級・部門・科目の試験が実施できない場合

2. 全商への連絡

検定試験中止の試験場校・分会場校がある場合、①・②の場合については、必ず当該検定
試験日の午前9時までに、③の場合については速やかに、本部校から全商協会(03-3357-7911)
へご連絡ください。

3. 返金の方法

試験場校並びに本部校に後日 Web システムにて「受験申込者数変更」の事務処理をお願い
します。

- ① 返金額は受験料全額とします。
- ② 返金は本部校経由で行います。(全商への送金額合計を返金)

4. その他

- ① 送付済みの試験問題等は、返送する必要はなく当該試験場校でご利用ください。
- ② 試験場校で試験を一切実施しない場合の準備に要した費用については、都道府県検定委
員会でご負担ください。

また、試験場校・分会場校で試験を実施したが、部分的（学級閉鎖・学年閉鎖又は学校
閉鎖）に試験を実施しない場合の経費支出は、変更後の試験場校経費の範囲内とします。
やむを得ず準備に要した費用について不足が生じた場合は、都道府県検定委員会にご相談
ください。

以 上